

屋外広告物の手引き

私たちの身近にある看板は、法令の用語で「屋外広告物」と呼ばれます。屋外広告物は、賑わいの演出や円滑な情報伝達に欠かせませんが、一方で、景観の重要な構成要素であり、落下等による事故の可能性も持っています。このため、屋外広告物に対して、屋外広告物法や、奈良県・橿原市の屋外広告物条例による規制が存在しています。このパンフレットでは、橿原市内で屋外広告物を掲出する場合の規制や手続き等について、説明しています。

1 屋外広告物の定義

屋外広告物法の定義では、以下の4つの要件をすべて満たすものが「屋外広告物」となります。「広告」とはいうものの、営利や宣伝を目的とするものに限らず、例えば、表札、案内、イラスト等も、その範囲に含まれます。

1. 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
2. 屋外で表示されるもの
3. 公衆に表示されるもの
4. 看板、立看板、はり紙及びはり札／広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの／上記のものに類するもの

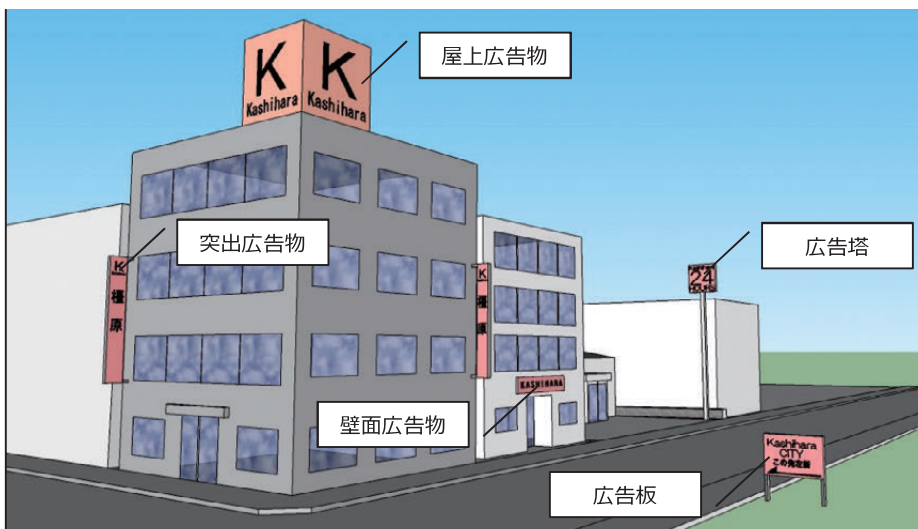
2 屋外広告物の種類

橿原市屋外広告物条例では、適用除外や許可の基準を審査するため、目的や用途など、また掲出する場所や方法などにより、屋外広告物の分類を行っています。主な種類には、以下のものがあります。

(1) 目的や用途による分類

- ・ 自家用広告物：自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業所、営業所等に掲出するもの
- ・ 管理用広告物：自己の所有する土地又は建造物の一部に管理上必要があつて掲出するもの
- ・ 道標：施設等の名称、方向、距離などの案内誘導を主な表示内容とするもの

(2) 場所や方法による分類



図に示した代表的なもの以外にも、以下の分類があります。

- ・ 塀垣広告物
- ・ 電柱広告物
- ・ アーチ広告物
- ・ 気球広告物
- ・ 広告幕
- ・ 立看板
- ・ はり紙
- ・ はり札

3 屋外広告物規制の概要

橿原市屋外広告物条例では、市内全域を対象として、屋外広告物の掲出を原則として禁止する地域（**禁止地域**）と掲出する場合に許可が必要な地域（**許可地域**）に区分しています。さらに、許可地域の一部には、許可基準が上乘せされる地区があります。また、条例の一部の適用が除外され（**適用除外**）、禁止地域でも掲出が可能であったり、許可地域でも許可が不要であったりする場合があります。その概要は、次のとおりです。

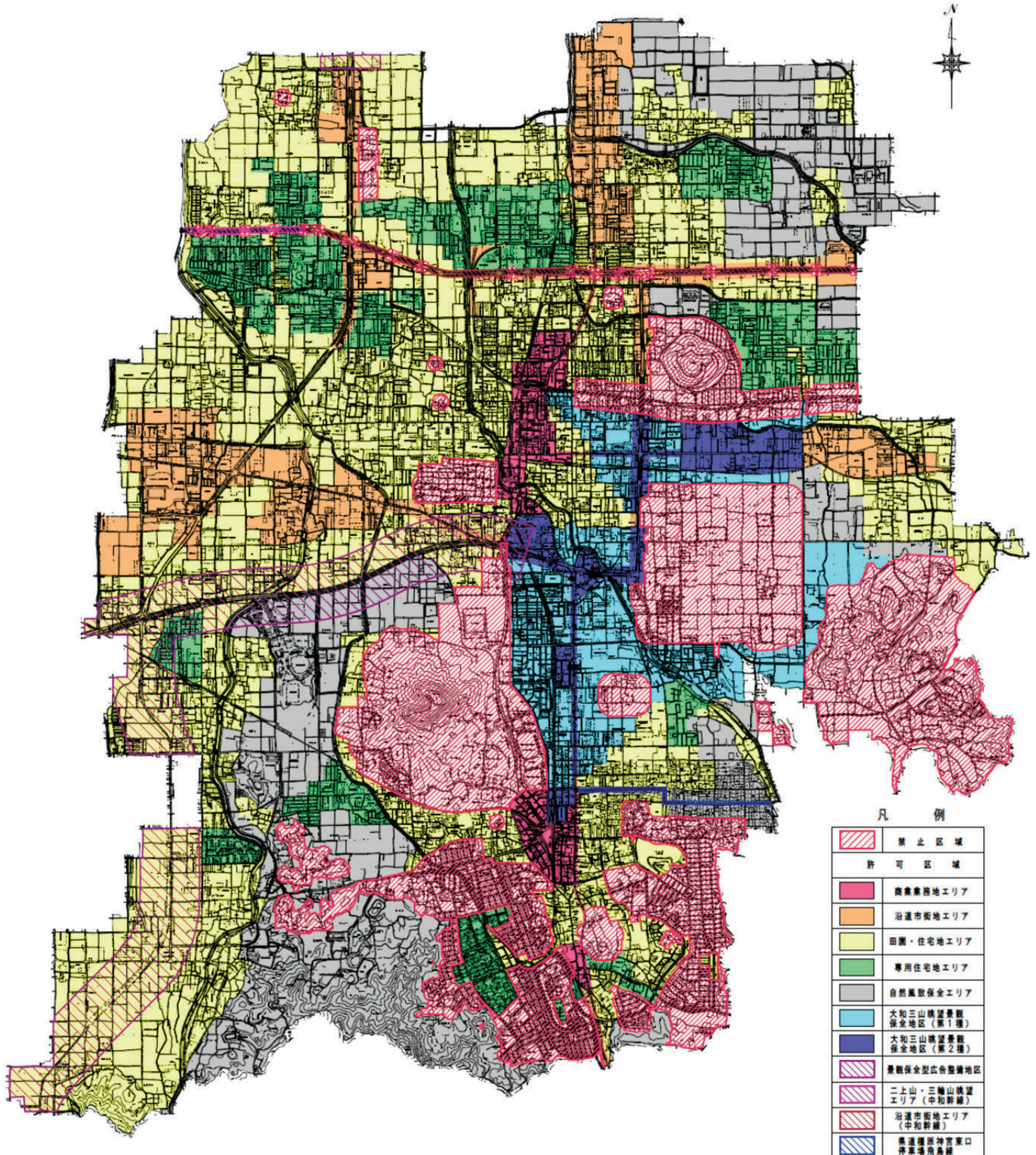
広告物の種類 区域の種類		自家用広告物		管理用広告物		道標		その他の 広告物
		適用除外の基準	基準外の場合	適用除外 の基準	基準外 の場合	適用除外の基準	基準外 の場合	
禁止地域	歴史的風土 特別保存地区	1 m以下	許可申請により 5 mまで可	1 m以下	掲出不可	表示面の寸法が 縦 30cm 横 75cm 以内のもの	その他の 広告物として扱う	掲出不可
		屋上広告物及び広告塔は不可 ネオンサイン等は薄色かつ点滅不可						
	歴史的風土保存区域 風致地区	1 m以下	許可申請により 7 mまで可	5 m以下		表示面の寸法が 縦 40cm 横 105cm 以内のもの		
		屋上広告物及び広告塔は不可 ネオンサイン等は薄色かつ点滅不可						
	展望規制区域	7 m以下 屋上広告物及び 広告塔は不可 ネオンサイン等は 薄色かつ点滅不可	延床面積に対応して 許可申請により 以下のとおり可 500 m以下の場合 準工業地域 20 mまで それ以外で 15 mまで 501～1000 mの場合 準工業地域 30 mまで それ以外で 25 mまで 1000 m超の場合 準工業地域 40 mまで それ以外で 35 mまで					
			広域幹線沿道区域			10 m以下 ネオンサイン等は 薄色かつ点滅不可		
	上記以外	7 m以下 屋上広告物及び 広告塔は不可 ネオンサイン等は 薄色かつ点滅不可				掲出不可		
許可地域	商業業務地エリア	10 m以下	許可申請必要		許可申請必要	許可申請必要	表示面の寸法が 縦 40 cm横 105 cm 以内のもの	許可申請必要
	沿道市街地エリア							
	田園・住宅地エリア							
	専用住宅地エリア							
	自然風致保全エリア							
	大和三山眺望景観 保全地区(第 1 種)							
	大和三山眺望景観 保全地区(第 2 種)							

注 1 表中の面積は、敷地内の屋外広告物の総表示面積を意味します。

2 禁止地域の自家用広告物については、展望規制区域の鉄道敷地からの距離による緩和、建築物等の立面の面積に対する割合、特定商品名の使用に関する規定があるので、注意してください（規則別表 1 備考）。

3 表中の適用除外の基準は、主なものについてのみ示しており、他にも適用除外となる場合があります（条例第 6 条）。

橿原市屋外広告物規制区域図



注1 正確な区域の確認は、住所や地番の情報を添えて、担当課へお問い合わせください。

2 図中の禁止地域は、主なものについてのみ示しており、その他も含む一覧は以下のとおりです（条例第3条）。

- ・文化財保護法により指定された以下の地域
 - 重要文化財の建造物の周囲 50m以内
 - 特別史跡及びその周囲 100m以内、史跡名勝
- ・県指定有形文化財、県指定史跡名勝
- ・市指定有形文化財
- ・歴史的風土保存区域
- ・第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区
- ・保安林及びその周囲 100m以内
- ・都市公園
- ・陵、墓地、火葬場
- ・官公署、学校、図書館、公民館、博物館、美術館、体育館の建物及び敷地
- ・展望規制区域として定める近鉄大和八木駅から大福駅までの区間の両側 100m以内（商業地域、近隣商業地域を除く）
- ・広域幹線沿道区域として定める中和幹線の信号機のある交差点の路端から 30m以内

4 禁止広告物・禁止物件

(1) 禁止広告物

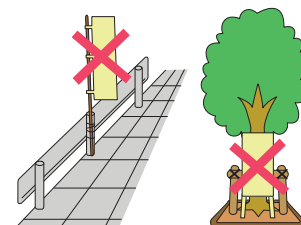
以下のような屋外広告物は、どのような場合でも掲出することはできません。

- ・形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観又は風致を害するおそれのあるもの
- ・公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

(2) 禁止物件

以下の物件には、適用除外となる場合を除き、屋外広告物を掲出することはできません。

- ・橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
- ・火災報知機、消火栓、火の見やぐら
- ・街路樹、路傍樹、植樹帯
- ・送電塔、送受信塔、照明塔
- ・郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所
- ・景観重要建造物、景観重要樹木
- ・道路標識、道路反射鏡、道路上の柵、駒止
- ・信号機、路上変電施設
- 以下は、はり紙、はり札、広告旗、立看板等に限る。
- ・銅像、神仏像、記念碑、これらに類するもの
- ・電柱、街灯柱等
- ・石垣、よう壁



5 許可基準

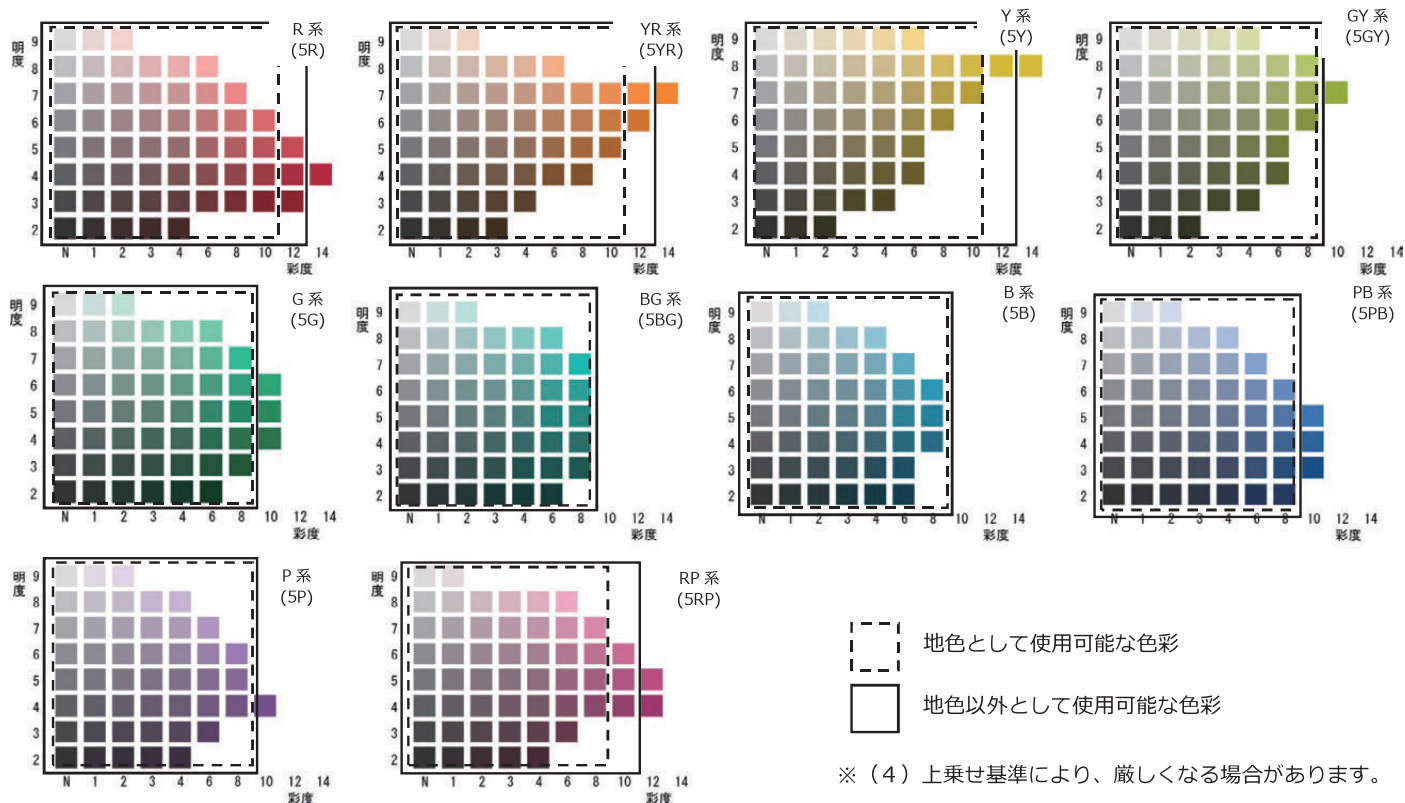
許可基準には、以下の4種類があります。それぞれの基準の詳しい解釈については、担当課へお問い合わせいただくか、ホームページをご参照ください。

(1) 一般基準

以下の表に掲げる基準は、種類を問わず、許可が必要なすべての屋外広告物に対して適用されます。

基準の種類	許可基準
美観上の基準	- 市街地における広告物は、都市の環境に調和し、都市美を害さないものであること。 - 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のものであること。 - 広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくすること。
危害防止の基準	- 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。 - 設置の方法が不完全で、風、雪、雨若しくは振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。 - 信号機又は道路標識の効用を妨げないものであること。 - 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。
色彩の基準	※色彩の基準は、日本工業規格のZ 8 7 2 1として規格化されたマンセル表色系を用いています。 ※(4) 上乗せ基準により、厳しくなる場合があります。 - 地色(背景となる色): R・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下。 地色以外(文字や図柄等): R・YR・Y系は彩度12以下、RP系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下。 - 基準を超える彩度の色彩の使用は、表示面積の30%以下。
照明の基準	- 商業業務地エリア、沿道市街地エリア、大和三山眺望景観保全地区(第2種) 照明の色は淡色又は白色、点滅速度はゆるやか、可動式(回転灯や照射する光が動くもの)は禁止。 1以外のエリア・地区 照明の色は淡色又は白色、点滅は禁止、可動式(回転灯や照射する光が動くもの)は禁止。
可変表示式屋外広告物の基準	※可変表示式屋外広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容の変更が可能なものを指します。 - 自家用広告物以外の可変表示式屋外広告物については、全てのエリア及び地区において設置を禁止。 - 設置にあたっては、次に掲げる措置を講ずる。 - 道路交通安全の妨げとならないよう、できるだけ道路及び信号機から離隔すること。 - 周辺の景観に配慮し、できるだけ明るさを抑えること。 - 表示時間は、設置される事業所等の営業時間内のみとすること。 - 設置数は1の事業所等につき1個以下とする。 複合商業施設等で同じ建物や敷地に2以上の事業所等がある場合も、全体で1個以下とする。

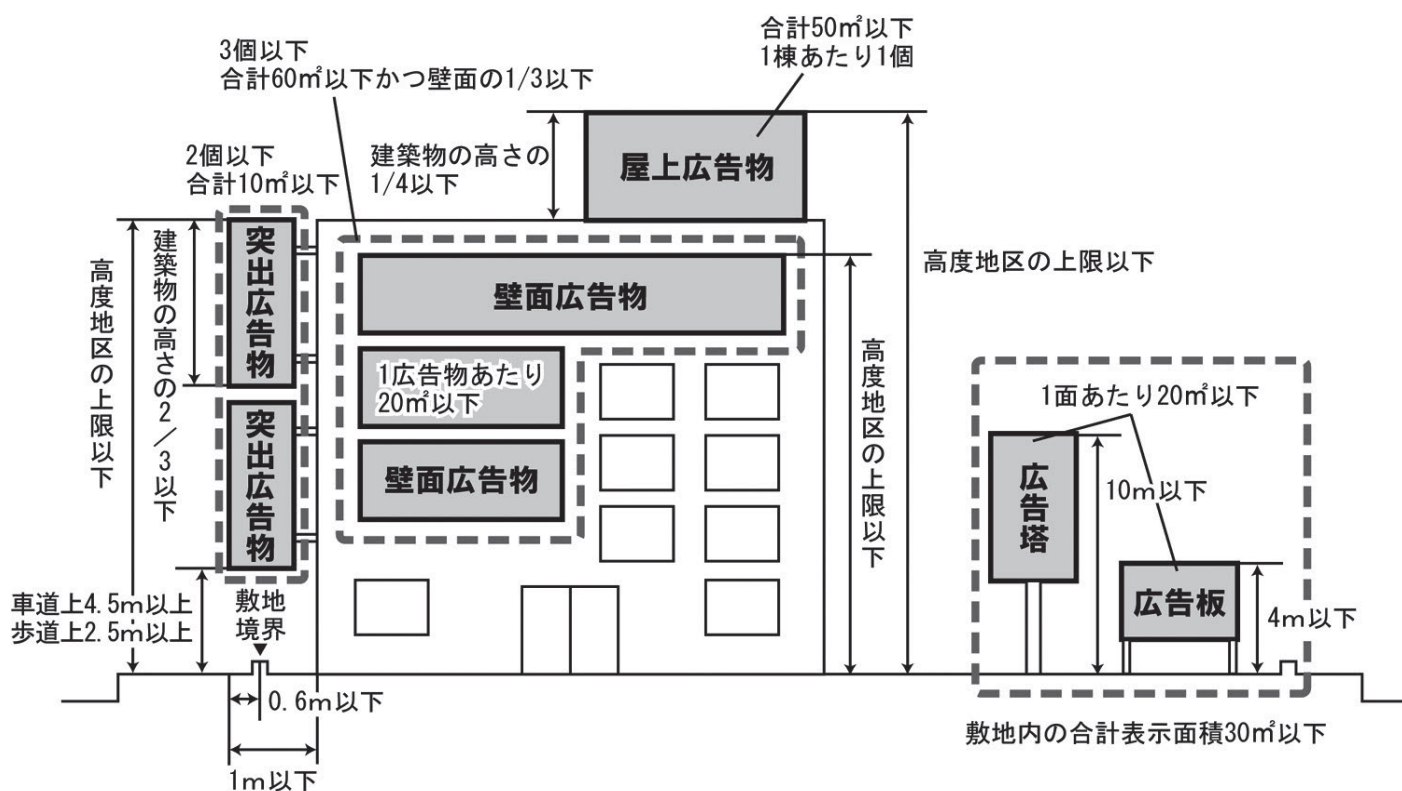
色彩の基準のイメージ



(2) 許可地域の各区域の基準

許可地域の各区域においては、屋外広告物の種類に応じて基準があります。なお、**壁面又は敷地内の総表示面積を算出する際、可変表示式屋外広告物がある場合は、当該広告物の表示面積は4倍で計算します。**

許可基準のイメージ（商業業務地エリアの場合）



・商業業務地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの 1/4 以下
	総表示面積	・ 50 m ² 以下
	設置個数	・ 1 個/棟
	可変表示式の場合	・ 設置禁止
	その他	・ 和風建築物の棟には掲げない ・ 屋根に直接ペンキ等で表示しない
壁面広告物	上端高さ	・ 高度地区の上限以下
	1 壁面の設置数	・ 3 個以下
	1 壁面の表示面積	・ 60 m ² 以下かつ壁面の 1/3 以下
	1 広告物の表示面積	・ 20 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 5 m ² 以下
突出広告物	下端高さ	・ 車道上 4.5m 以上、歩道上 2.5m 以上
	上端高さ	・ 高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・ 建築物の高さの 2/3 以下
	突出幅	・ 道路を上空占用する場合は、壁面から 1m 以下かつ敷地境界から 0.6m 以下
	1 壁面の設置数	・ 2 個以下
	総表示面積	・ 敷地内の合計 10 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 1 面あたり 1 m ² 以下かつ複数面の合計 2 m ² 以下
広告塔・広告板	上端高さ	・ 10m 以下
	表示面積	・ 1 面あたり 20 m ² 以下かつ敷地内の合計 30 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 1 面あたり 5 m ² 以下かつ複数面の合計 7.5 m ² 以下

・沿道市街地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	【近隣商業地域、準工業地域、工業地域】 ・ 建築物の高さが 15m 以上の場合：高度地区の上限以下 ・ 建築物の高さが 15m 未満の場合：高度地区の上限以下かつ 20m 以下 【上記以外】 ・ 高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・ 建築物の高さの 1/2 以下
	総表示面積	・ 100 m ² 以下
	設置個数	・ 1 個/棟
	可変表示式の場合	・ 設置禁止
	その他	・ 和風建築物の棟には掲げない ・ 屋根に直接ペンキ等で表示しない
壁面広告物	上端高さ	・ 高度地区の上限以下
	1 壁面の設置数	・ 3 個以下
	1 壁面の表示面積	・ 60 m ² 以下かつ壁面の 1/3 以下
	1 広告物の表示面積	・ 20 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 5 m ² 以下
突出広告物	下端高さ	・ 車道上 4.5m 以上、歩道上 2.5m 以上
	上端高さ	・ 高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・ 建築物の高さの 2/3 以下
	突出幅	・ 道路を上空占用する場合は、壁面から 1m 以下かつ敷地境界から 0.6m 以下
	1 壁面の設置数	・ 2 個以下
	総表示面積	・ 敷地内の合計 10 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 1 面あたり 1 m ² 以下かつ複数面の合計 2 m ² 以下
広告塔・広告板	上端高さ	・ 鉄骨造 15m 以下、木造 10m 以下
	表示面積	・ 1 面あたり 20 m ² 以下かつ敷地内の合計 50 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 上端高さは 10m 以下 ・ 1 広告物の表示面積は 1 面あたり 5 m ² 以下かつ複数面の合計 10 m ² 以下

・田園・住宅地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	・ 高度地区の上限以下かつ 15m 以下
	広告物の高さ	・ 建築物の高さの 1/2 以下
	総表示面積	・ 20 ㎡以下
	設置個数	・ 1 個/棟
	可変表示式の場合	・ 設置禁止
	その他	・ 和風建築物の棟には掲げない ・ 屋根に直接ペンキ等で表示しない
壁面広告物	上端高さ	・ 15m 以下
	1 壁面の設置数	・ 2 個以下
	1 壁面の表示面積	・ 30 ㎡以下かつ壁面の 1/3 以下
	1 広告物の表示面積	・ 15 ㎡以下
	可変表示式の場合	・ 設置禁止
突出広告物	下端高さ	・ 車道上 4.5m 以上、歩道上 2.5m 以上
	上端高さ	・ 10m 以下
	広告物の高さ	・ 建築物の高さの 1/2 以下
	突出幅	・ 道路を上空占用する場合は、壁面から 0.8m 以下かつ敷地境界から 0.4m 以下
	1 壁面の設置数	・ 1 個以下
	総表示面積	・ 敷地内の合計 5 ㎡以下
	可変表示式の場合	・ 設置禁止
広告塔・広告板	上端高さ	・ 10m 以下
	表示面積	・ 1 面あたり 20 ㎡以下かつ敷地内の合計 30 ㎡以下
	可変表示式の場合	・ 設置禁止

・専用住宅地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物		・ 設置禁止
壁面広告物	上端高さ	・ 10m 以下
	1 壁面の設置数	・ 2 個以下
	1 壁面の表示面積	・ 30 ㎡以下かつ壁面の 1/3 以下
	1 広告物の表示面積	・ 15 ㎡以下
	可変表示式の場合	・ 設置禁止
突出広告物		・ 設置禁止
広告塔・広告板	上端高さ	・ 4m 以下
	表示面積	・ 敷地内の合計 10 ㎡以下
	可変表示式の場合	・ 設置禁止

・自然風致保全エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物		・ 設置禁止
壁面広告物	上端高さ	・ 10m 以下
	1 壁面の設置数	・ 2 個以下
	1 壁面の表示面積	・ 30 ㎡以下かつ壁面の 1/3 以下
	1 広告物の表示面積	・ 15 ㎡以下
	可変表示式の場合	・ 設置禁止
突出広告物		・ 設置禁止
広告塔・広告板		・ 設置禁止

・大和三山眺望景観保全地区（第1種）

種類	項目	許可基準
屋上広告物		・設置禁止
壁面広告物	上端高さ	・10m 以下
	1 壁面の設置数	・2 個以下
	1 壁面の表示面積	・30 m ² 以下かつ壁面の 1/3 以下
	1 広告物の表示面積	・15 m ² 以下
	可変表示式の場合	・設置禁止
突出広告物		・設置禁止
広告塔・広告板		・設置禁止

・大和三山眺望景観保全地区（第2種）

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	・建築物の高さが 15m 以上の場合：高度地区の上限以下 ・建築物の高さが 15m 未満の場合：高度地区の上限以下かつ 20m 以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの 1/2 以下
	総表示面積	・50 m ² 以下
	設置個数	・1 個/棟
	可変表示式の場合	・設置禁止
	その他	・和風建築物の棟には掲げない ・屋根に直接ペンキ等で表示しない
壁面広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下
	1 壁面の設置数	・3 個以下
	1 壁面の表示面積	・60 m ² 以下かつ壁面の 1/3 以下
	1 広告物の表示面積	・20 m ² 以下
	可変表示式の場合	・1 広告物の表示面積は 5 m ² 以下
突出広告物	下端高さ	・車道上 4.5m 以上、歩道上 2.5m 以上
	上端高さ	・壁面の上端以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの 2/3 以下
	突出幅	・道路を上空占用する場合は、壁面から 1m 以下かつ敷地境界から 0.6m 以下
	1 壁面の設置数	・2 個以下
	総表示面積	・敷地内の合計 10 m ² 以下
	可変表示式の場合	・1 広告物の表示面積は 1 面あたり 1 m ² 以下かつ複数面の合計 2 m ² 以下
広告塔・広告板	上端高さ	・10m 以下
	表示面積	・1 面あたり 20 m ² 以下かつ敷地内の合計 30 m ² 以下
	可変表示式の場合	・1 広告物の表示面積は 1 面あたり 5 m ² 以下かつ複数面の合計 7.5 m ² 以下

（3）共通基準

以下の表に掲げる屋外広告物は、市内全域で共通の許可基準が設定されています。

種類	許可基準
塀垣広告物	1 古い土塀には掲げないこと。 2 表示面積は、塀又は垣の立面積の 1/3 以下で、かつ、20 m ² 以下であること。 3 高さは、塀又は垣の上端を超えないこと。 4 同一の塀又は垣には、3 個以下であること。 5 総表示面積の合計は、60 m ² 以下であること。 6 可変表示式屋外広告物でないこと。
電柱広告物	1 電柱に突き出す、又は巻き付ける広告物は、それぞれ 1 個以上取り付けないこと。 2 突出し広告 （1）大きさは、縦 1.2m 以下、横 0.5m 以下であること。 （2）地上から広告物の下端までの高さは、4.5m 以上あること。 （3）道路中心線に向けて取り付けないこと。 3 巻付け広告 （1）大きさは、縦 1.8m 以下であること。 （2）地上から広告物の下端までの高さは、1.8m 以上あること。 4 可変表示式屋外広告物でないこと。

種類	許可基準
アーチ広告物	1 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、4.5m 以上であること。 2 アーチの上部には公共的な名称のみを表示し、その他の広告物は柱部に掲出するものであること。 3 可変表示式屋外広告物でないこと。
気球広告物	1 気球は直径 3m 以下、地上からの高さは 45m 以下。 係留する綱に架設する広告物は縦 15m 横 1.5m 以下であること。 2 掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないものであること。 3 広告面にネットを用いてあること。 4 風速 5m 以上のときには掲揚しないこと。 5 気球に補助綱があること。
広告幕 (懸垂幕、横断幕 旗、のぼり等)	1 懸垂幕は、縦 10m 以下、横 1.2m 以下であること。 2 横断幕は、縦 1.2m 以下、横 10m 以下であること。 3 懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること。 4 旗、のぼり等は、祭典、縁日、臨時興業、大売り出しのほか、商売の慣習として認められている場合に限ること。
立看板	1 大きさは、縦 1.8m 以下、横 0.9m 以下であること。 2 脚部の長さは、0.5m 以下であること。
はり札	表示面積は、1 枚につき、0.5 m ² 以下であること。
はり紙	1 表示面積は、1 枚につき 1 m ² 未満であること。ただし、掲示板等に掲出する場合は、この限りでない。 2 新聞紙に墨書き又は絵具書きしたもの等は、掲出ししないこと。

(4) 上乗せ基準

許可地域の一部においては、該当する一般基準やその他の許可基準が、以下の表のとおり上乗せされます。

・景観保全型広告整備地区

種類	項目	許可基準
すべて	上端高さ	・ 10m 以下

・二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線） ※道路境界線から 10m の範囲

種類	項目	許可基準
すべて	色彩	・ 地色及び地色以外の R・YR・Y 系は彩度 10 以下、その他の色彩は彩度 8 以下
屋上広告物		・ 設置禁止
壁面広告物	1 壁面の表示面積	・ 24 m ² 以下かつ壁面の 1/3 以下
	1 広告物の表示面積	・ 8 m ² 以下
突出広告物		・ 道路面に突き出さないこと
広告塔・広告板	上端高さ	・ 8m 以下
	表示面積	・ 1 面あたり 8 m ² 以下かつ敷地内の合計 24 m ² 以下
可変表示式屋外広告物		・ 設置禁止

・沿道市街地エリア（中和幹線） ※道路境界線から 10m の範囲

種類	項目	許可基準
すべて	色彩	・ 地色及び地色以外の R・YR・Y 系は彩度 10 以下、その他の色彩は彩度 8 以下
突出広告物		・ 道路面に突き出さないこと
可変表示式屋外広告物		・ 広域幹線沿道区域の禁止地域では設置禁止

・田園・住宅地エリア（県道榎原神宮東口停車場飛鳥線） ※道路境界線から 10m の範囲

種類	項目	許可基準
すべて	色彩	・ 地色及び地色以外の R・YR・Y 系は彩度 10 以下、その他の色彩は彩度 8 以下
屋上広告物		・ 設置禁止
壁面広告物	1 壁面の表示面積	・ 16 m ² 以下かつ壁面の 1/3 以下
	1 広告物の表示面積	・ 8 m ² 以下
突出広告物		・ 道路面に突き出さないこと
広告塔・広告板	上端高さ	・ 8m 以下
	表示面積	・ 1 面あたり 8 m ² 以下かつ敷地内の合計 16 m ² 以下

・自然風致保全エリア（県道榎原神宮東口停車場飛鳥線） ※道路境界線から 10m の範囲

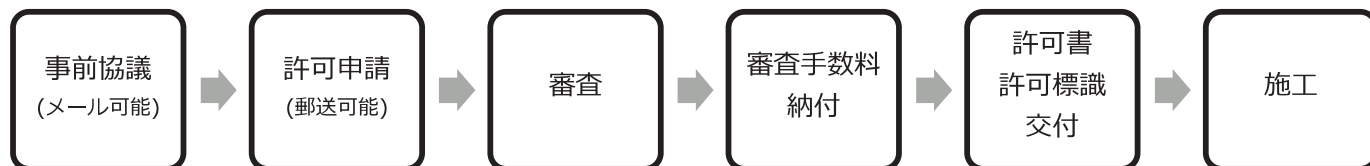
種類	項目	許可基準
すべて	色彩	・ 地色及び地色以外の R・YR・Y 系は彩度 10 以下、その他の色彩は彩度 8 以下
壁面広告物	1 壁面の表示面積	・ 16 m ² 以下かつ壁面の 1/3 以下
	1 広告物の表示面積	・ 8 m ² 以下

6 許可申請等の手続き

(1) 許可申請等の手続き

申請や届出の手続きは、窓口又は郵送にて受け付けています。郵送の場合は、審査手数料納付書用と許可書等用にそれぞれ**返信用封筒**を添えて、お手続きください。また、事前協議には、メール等もご活用いただけます。

・新たに屋外広告物の掲出を行う場合の手続き



・許可を受けた後で場合に応じて必要な手続き



(2) 必要書類と処理期間

・許可申請関係

許可申請の手続きは、以下の表に手続きごとに掲げる書類一式を、**正副2通**ご提出いただきます。申請の標準処理期間は、**約2週間**としています。

必要書類		新規	継続	変更	備考
①広告物許可申請書		○			・該当する申請書を使用するよう注意して下さい。
②広告物継続許可申請書			○		
③広告物変更許可申請書				○	
④付近の見取図		○		○	・縮尺 1 / 2 , 5 0 0 程度の地図に計画地を示す。
⑤色彩及び意匠を表す図面		○		○	・広告物の寸法及び色彩のマンセル値を示す。
設計図 ⑤仕様書	配置図	○		※1	・広告物の敷地内の配置を示す。
	立面図	○			・ G L、建築物の最高高さ、 広告物の上端・下端の高さを示す。
	構造図	○			・基礎構造図や取付断面図など、広告物の構造を示す。 また、照明の取付状況を示す。
⑧道路占有許可書の写し		※2			
⑨委任状		※3			・様式は任意です。

※1 変更に関する部分のみ必要です。

※2 道路を占有する場合に必要です。なお、占用許可を受けるにあたり、屋外広告物の許可等が先に必要な場合は、ご相談下さい。

※3 申請者が他者に申請を委任する場合に必要です。

・届出関係

広告物除却届及び住所氏名変更届には、添付書類はありません。提出は1通で構いませんが、控えが必要な場合は2通ご用意ください。窓口でご提出いただいた場合は、その場で処理します。

（３）審査手数料と許可期間

審査手数料と許可期間は、屋外広告物の種類に応じて、以下のとおりです。なお、１件とは一括申請されたもので形状寸法や意匠等が同じものをいいます。また、件数は、単位の端数を切り上げて計算します。

種類	審査手数料	許可期間
屋上広告物、突出広告物、壁面広告物 広告塔・広告板 塀垣広告物、アーチ広告物	１個ごとに５ｍまで １,５００円 以降５ｍ増すごとに １,５００円加算	３年以内
気球広告物	１個 １,０００円	１年以内
広告幕	１個 ５００円	１年以内
電柱広告物	１件５個まで １,０００円 以降５個増すごとに １,０００円加算	１年以内
立看板	１件５個まで １,０００円 以降５個増すごとに １,０００円加算	２ヶ月以内
はり紙	１件１００枚まで ５００円 以降１００枚増すごとに ５００円加算	１ヶ月以内
はり札	１件５個まで ５００円 以降５個増すごとに ５００円加算	１年以内

（４）主な関係法令

屋外広告物について、主な関係法令を以下に示します。なお、これらはあくまで一例であり、その他の関係法令については、事業者の責任により遵守して下さい。

関係法令	担当窓口	備考
景観法	橿原市公園緑地景観課	・広告塔の表示面以外の部分や、屋外広告物でない壁面の塗装については、届出による審査が必要な場合があります。
生産緑地法		・生産緑地地区内では、原則として、営農と無関係な屋外広告物の掲出が認められていません。
都市計画法	橿原市都市計画課	・地区計画により、屋外広告物の掲出に制限があり、届出による審査が必要な場合があります。
建築基準法	橿原市建築安全推進課	・工作物確認申請による構造の審査や、防火地域内での規制を遵守すること等が必要な場合があります。
文化財保護法	橿原市文化財課	・埋蔵文化財包蔵地で建築・土木工事を行う際は、届出等の手続きが必要な場合があります。
道路法	各道路管理者 （奈良国道事務所、中和土木事務所、橿原市建設管理課）	・道路上を占用する場合には、占用許可を受ける必要があります。

7 その他の留意事項

(1) 施工者に関する注意（屋外広告業の登録）

橿原市内で行う屋外広告物の施工においては、元請け下請けを問わず、**奈良県知事の屋外広告業登録**を受けている必要があります。なお、屋外広告業の登録に関しては、奈良県の担当課へお問い合わせ下さい。

(2) 管理・除却の義務

屋外広告物の表示者や設置者、これらの管理者は、許可の要否に係らず、屋外広告物に必要な補修等を行い、常に良好な状態に保持する義務があります。また、満了した許可期間を更新しない場合や、屋外広告物が不要となったときは、これを遅滞なく除却する義務もあります。

(3) 措置命令と罰則

条例の規定に違反した場合は、屋外広告物について、工事停止や是正の命令を受けることがあります。また、罰則として、最大50万円以下の罰金を受けることがあります。

Memo:

屋外広告物に関するお問い合わせは

橿原市 都市デザイン部 公園緑地景観課
〒634-8586 橿原市八木町1丁目1番18号
TEL:0744-47-3516
FAX:0744-24-9715
MAIL:ryokuchi@city.kashihara.nara.jp

(令和4年4月1日 施行)